



写

答 申 第 818 号
令 和 2 年 3 月 6 日

地方独立行政法人神戸市民病院機構
理 事 長 橋 本 信 夫 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、令和 2 年 3 月 6 日付
け神本部第 523 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

医療者間コミュニケーションシステムの導入について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 緊急を要する脳血管障害の患者に迅速に対応するため、医療者間コミュニケーションシステムを導入して、院外にいる専門医と画像情報等を共有してコンサルトすることは、迅速かつ的確な治療方針の決定が可能となり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

医療者間コミュニケーションシステムの導入について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

別紙
答申 818

◎は条例第 11 条第 2 項に該当する項目

システムで取り扱う項目

- ◎DICOM (CT, MRI 等の医用画像) 画像
- ◎術中動画
- ◎ユーザー管理情報
職員名, 端末の情報